

(案)
植物品種に係る審査に関する協力覚書
(仮訳)

日本国農林水産省輸出・国際局知的財産課（以下「日本側当局」という。）と米国農務省農業マーケティング・植物品種保護局（以下「米国植物品種保護局」という。）は、以下のとおり共通の認識に達した。

1

- (1) 日本側当局は、米国植物品種保護局の書面による要請に応じて、植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV 条約」という。）に沿って実施された、日本側当局に出願された植物品種に係る審査結果を米国植物品種保護局に提供する。
- (2) 米国植物品種保護局は、日本側当局に対し、日本側当局の書面による要請に応じて、UPOV 条約に沿って実施された、米国植物品種保護局に出願された植物品種に係る審査結果を提供する。
- (3) 審査結果が適当な場合には、受入国における実地試験に代えて使用することができる。
- (4) 日本側当局と米国植物品種保護局は、審査結果提供に関する UPOV の手続きに変更があった場合には本覚書の見直しを行うこととする。このとき、本覚書修正案を相互に提案し、6 の (3) を適用させることとする。

2

1 に基づいて相手国当局に対して提供された審査結果は、自国の審査基準に沿って実施された審査の結果であるものとする。

3

- (1) 1 に従って相手国当局に対して審査結果を提供する場合に使用する文書は、UPOV 条約第 12 条に基づいて制定されたテストガイドラインの手順書「DUS 栽培試験における経験と協力」（TGP/5）第 6「UPOV 審査結果報告書及び UPOV 品種記述書」に規定される様式に基づくものとする。
- (2) 1 に従って提供する審査結果は、英語で作成される。

4

審査結果の提供は、相互に無償で行われる。

5

- (1) 受領側当局は、他方の当局から提供された審査結果を当該当局における植物品種に係る審査以外の目的で使用しない。
- (2) 受領側当局は、当該審査結果を第三者に開示又は提供しない。

6

- (1) 米国植物品種保護局と日本側当局は、本覚書に基づく協力を2023年10月27日から開始する。
- (2) 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方の協議の上で解決する。
- (3) 本覚書は、双方の同意により修正される。本覚書を廃止するときは相手当局側へ1ヶ月前までに書面にて通知することとする。

農林水産省輸出・国際局
知的財産課長

米国農務省農業マーケティング・植物品種保護局
副管理者

松本 修一

Haynes Jeffery

日付：

日付：